

## 特別研究学生の受入れについて

大阪大学大学院学則第41条に基づき、大阪大学大学院歯学研究科特別研究学生（以下「特別研究学生」という。）に関し、当分の間、次のとおり取扱うものとする。

### 1 対象者

他の大学院又は外国の大学院に在学する学生（以下「学生」という。）とする。

### 2 手続

他の大学院の研究科長から申請のあった者について、本研究科委員会の議を経て研究科長が承認する。（別紙様式1）

### 3 入学時期

学年の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

### 4 研究期間

原則として1年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する場合は、所定の手続きを経て延長することができる。（別紙様式2）

### 5 研究指導報告

所定の研究期間終了後は、本研究科長から学生の在籍する大学院の研究科長あてに報告する。（別紙様式3）

この取扱いは、平成6年2月10日から実施する。